

医薬品の安定供給に向けた薬価制度の見直しについての意見書

国が定める薬の公定価格である薬価の改定は、従来、診療報酬の改定に合わせて2年に一度行われていたが、令和3年度以降は、診療報酬の改定の中間年においても実施されている。

平成23年の薬価を基準としたときの年平均下落率は、中間年改定実施前は3.7パーセントであったのに対し、中間年改定実施後は5.1パーセントになるなど、約1.4倍のペースで薬価が引き下げられている。

こうした過度な薬価の引下げは、製造販売業者や卸売業者の収益悪化をもたらし、医薬品の供給不足の一因となっている。

また、医師の処方に基づく医療用医薬品の約52パーセントを取り扱っている薬局は、薬価と市場価格との差が縮小していることにより、上昇を続けている医薬品の管理コストを賄えなくなっているなど、薬価の改定による影響を最も受けている。

このような中、国は、昨年12月に決定した令和8年度の改定において、薬価等を0.87パーセント引き下げるとともに、令和9年度の薬価中間年改定を着実に実施することとしているが、医薬品の安定供給を図るためには、地域医療における医薬品の提供機能を担っている製造販売業者、卸売業者、薬局の経営を安定化する必要がある。

よって、国におかれては、医薬品の安定供給に向けて、薬価の中間年改定の早期廃止を内容とする薬価制度の見直しを行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月25日

殿

愛知県議会議長
川 嶋 太 郎

(提出先)

衆議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

参議院議長
財務大臣